

災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書

志布志市（以下「甲」という。）及び鹿児島県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）並びに公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）は、災害時における住家被害認定調査等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、志布志市内に災害が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して、住家被害認定調査等の支援を求める時に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援の内容）

第3条 甲が乙丙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における住家被害認定調査に関する協力
- (2) 建物損壊、土地境界標の滅失等に係る登記及び境界に関する相談窓口の開設
- (3) 志布志市公有財産の施設に関する筆界点情報の収集及び復元
- (4) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、住家被害認定調査等の応援の必要があると認めるときは、乙及び丙に対して文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

(1) 災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、志布志市災害対策本部が設置された場合

(2) 前項に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙及び丙の協力が必要であると認めた場合

2 乙及び丙は、前項に規定する協力の要請があったときは、第3条に規定する業務を実施する会員及び社員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙及び丙からの連絡に基づき、第3条に規定する業務を実施する会員及び社員を選定し、当該会員及び社員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び丙の会員並びに社員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙及び丙は、前条第1項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙及び丙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する業務のうち、第1号の実施に要する費用については、乙及び丙が負担するものとし、第2号、第3号及び第4号の実施に要する費用については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第8条 会員及び社員が第3条に規定する業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した会員及び社員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙が協議して、その賠償を行うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき第3条に規定する業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙丙が協議するものとする。

（協定の効力）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3月前までに甲又は乙若しくは丙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義の生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙丙は本協定書3通を作成し、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月14日

甲 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地

志布志市長

本田修一



乙 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号

鹿児島県土地家屋調査士会

会長

桐原茂太



丙 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号

公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

西英孝

